

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		妊娠出産包括支援事業						予算事業名		妊娠・出産包括支援事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	子ども・子育て支援法			
				04	01	03	2602	経常経費		母子保健法			
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-3安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）											
		③子育て家庭への支援						担当課係等		健康増進課			
		5子どもの生命と健康を守り育てるための支援								母子保健係			
事業期間		継続（平成26年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
妊娠期から出産・子育て期まで，切れ目ない支援を実施することで，保護者の子育ての孤立化を防ぎ，育児不安を軽減し，安心して自分らしい子育てができること，ひいては乳児の健全な育成や虐待予防を目指す。（子どもの生命と健康を守り育てるための支援）								平成26年度，妊娠・出産包括支援モデル事業として開始。平成27年度から妊娠出産包括支援事業として実施。平成31年度から産後ケア事業（訪問型）を開始し事業を拡充。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
①利用者支援事業（母子保健型）：嘱託保健師および医療機関の助産師を健康増進センターに配置し，母子保健コーディネーター業務を実施。要支援となったケースについて，支援計画を作成し，必要な支援を行う。								結城市のすべての妊産婦					
②産前・産後サポート事業（参加型）：医療機関								とくに要支援妊産婦については，必要なフォローやケアを実施する。					
③産後ケア事業（宿泊型・訪問型）：医療機関								【事業をとりまく環境の変化】					
								出生数は減少傾向（令和元年度292名）令和元年度の要支援者は23. 7%（平成30年度は27. 4%）リスクが3つ以上重なる者は，要支援者のうち23. 8%で，昨年度よりやや減少している（平成30年度25. 2%）が，複雑困難ケースが増えている状況である。					
								平成29年4月1日施行の母子保健法改正により，子育て世代包括支援センターが法定化された（平成32年度末までに全国設置）。					
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
・利用者支援事業（母子保健型） ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業				・利用者支援事業（母子保健型） ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業				・利用者支援事業（母子保健型） ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業					

■事業費

		R01年度		R02年度				
財源内訳	国庫支出金	1, 251		1, 346				
	県支出金	468		468				
	地方債	0		0				
	その他	0		0				
	一般財源	239		1, 493				
歳入計（千円）		1, 958		3, 307				
歳出内訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）			
	10	需用費	81		58			
	12	委託料	1, 877		3, 053			
	17	備品購入費	0		196			
歳出計（千円）（A）		1, 958		3, 307				
伸び率（％）				68. 89				
備考	総合計画 59ページ 予算書 104ページ							

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	母子健康手帳交付者数	人	目標	390.00	360.00	360.00
			実績	311.00	0.00	0.00
	産前・産後サポート事業開催数	人	目標	16.00	16.00	16.00
			実績	14.00	0.00	0.00
成果 指標	母子健康手帳交付時に、専門職が面接する割合	%	目標	100.00	100.00	100.00
			実績	100.00	0.00	0.00
	産前・産後サポート事業参加者の人数	人	目標	350.00	350.00	350.00
			実績	288.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	社会情勢の変化、核家族の増加、地域の繋がり希薄化、養育能力が低い妊産婦、コミュニケーションが困難な外国人妊産婦等、ハイリスク要因を抱える妊産婦が増えているため。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	すべての妊産婦が対象であるため。
	手段の妥当性	B どちらとも言えない	委託医療機関で事業実施は妥当であるが、実施主体である市の役割を明確にしていく必要がある。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	今年度子育て世代包括支援センターとして広く周知していくうえで、実施主体である市の職員配置や役割分担について検討していく必要がある。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	妊娠届出時に全数面接することで全妊婦を把握し、必要な時期に必要な支援ができた。しかし委託医療機関での出産率が約5割で、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の利用者割合も6割を占める。全対象者が利用しやすい環境を検討していく必要がある。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	複雑困難ケースは増えているが、早期から産科医療機関、関係部署との連携を図ることにより、早期から介入することやタイムリーな支援ができるようになった。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	平成26年10月より事業開始し、令和元年度より産後ケア事業（訪問型）、産婦健康診査が開始、全国的にも産後支援の充実を図る動きがあるが、既存の事業の体制整備が不十分であるため改善が必要である。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
早期から産科医療機関、関係部署との連携を図ることにより、産前からフォローしていたケースだけではなく、産後育児不安に陥ったり、養育困難となるケースを早期に把握することができ、必要な時期に必要な支援を行い、安心して子育てができるよう支援することができた。今年度より産後ケア事業（訪問型）を新規導入したが、利用実績がなかったため、周知方法の改善や対象者の基準について、他の母子保健事業と整理する必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
関係機関と連携を図りながら早期から支援することができているが、要支援妊産婦のリスク基準や支援体制について支援者側が共通認識ができていない部分があるため、内容を整理してより効率的かつ効果的に事業展開できるようにする。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 子育て支援対策の重要な事業であり、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を実施するため、専門職の配置や事業の体制整備を行う。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 財政状況と可能な限り調和を図りながら進める。	